

資料 5

令和7年度山鹿市インバウンド受入環境整備促進事業補助金FAQ

No.	項目	質問	回答
1	補助対象者	補助対象者に「観光施設」とあるが、どのような施設が該当するか？	主に観光客を対象として事業を営んでいる施設・店舗が該当します。具体的には、土産店、日帰り温泉施設、体験施設などになります。 ※主に地域内の一般消費者を対象として事業を営んでいる事業者が、土産品等を取り扱っていても対象とはなりません。
2	補助対象者	補助対象者の要件に「外国人観光客の受入計画を有する者」とあるが、計画書の整備などは必要か。	必要です。ただし、計画書がない場合でも、外国人観光客の受入計画が説明できる資料の提出があれば計画書とみなします。
3	補助対象者	これから新規開店する場合は補助対象となるか？	補助対象外です。 なお、新規開店に活用可能な補助金として、「創業開業チャレンジ応援事業」が利用できる場合がありますので、詳しく確認されたい場合は、担当課(商工政策課)にお問合せください。
4	補助対象者	風営法適用の施設は補助対象となるか？	風営法第2条第1項第1号から第3号に規定する施設を除き、風営法適用施設は補助対象外です。
5	補助対象事業 (共通)	補助対象経費に下限額はあるか？	下限額は設けていません。
6	補助対象事業 (共通)	事業はいつから開始できるのか？	交付決定日以降に実施可能です。契約締結や発注等も交付決定日以降としてください。 ※交付決定日前に発生した費用については、補助対象外となりますのでご注意ください。

No.	項目	質問	回答
7	補助対象事業 (共通)	1事業者あたり何回申請が可能か？	申請は同一年度において、1事業者あたり1回までとします。 なお、同一の事業者が複数の施設を所有する場合は、2施設まで申請可能とします。その場合は、補助対象施設ごとに申請書類を作成してください。
8	観光庁補助金併用型	観光庁補助金併用型を優遇(補助率3/4)する意図は？	観光庁補助事業の申請を後押しするためです。積極的な活用をお願いします。
9	観光庁補助金併用型	観光庁補助金併用型の対象となる観光庁事業は？	観光庁所管の補助事業のうち、外国人観光客の受入環境整備を目的とする事業に限ります。なお、8月1日時点で募集中の事業は以下のとおりです。 ①インバウンド受入環境整備高度化事業(2次公募中)8月29日(金)締切17:00必着 https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00044.html ※2025年補助金の募集については、観光庁HPにて順次公開される予定です。 (観光庁HP)https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo_2024_00002.html  ▲高度化事業  ▲観光庁HP
10	観光庁補助金併用型	観光庁補助金併用型では、どのような費用が補助対象経費となるか？	観光庁の事業毎に補助対象経費等が定められておりますので、各補助金の交付要綱等を確認ください。
11	観光庁補助金併用型	観光庁補助金併用型で申請する場合、観光庁補助金の交付決定を受けた後に、市に申請書類を提出すべきか。	観光庁への申請手続きと並行して提出いただいても構いません。 なお、市補助金の交付決定については、観光庁補助金の交付決定を確認してから行います。
12	市補助金単独型	市補助金単独型で、ハード事業はどのような事業を想定しているのか？	トイレの洋式化や客室改修、浴室改修、バリアフリー改修、案内板の設置などを想定しています。

No.	項目	質問	回答
13	市補助金単独型	市補助金単独型で、ソフト事業はどのような事業を想定しているのか？	Wi-Fi整備やホームページ多言語化、食事メニューの開発などを想定しています。
14	市補助金単独型	ホームページの多言語化について、宿泊予約システムが他社OTAのサイトにあるが補助対象となるか？	対象となりません。自社ホームページのみ対象となります。
15	市補助金単独型	プロモーションや研修等に係る費用は、補助対象となるか？	本補助金は施設等の整備を目的とした補助金であるため、プロモーション等の費用は補助対象となりません。
16	市補助金単独型	市補助金単独型では、老朽化などで修理が必要な箇所の改修は補助対象となるか？	原則、単なる修理や改修は補助対象となりません。
17	市補助金単独型	市補助金単独型で、洋式トイレの機能拡充は補助対象か？	温水洗浄便座への交換や狭いトイレの数を減らして広くするなどの機能拡充は補助対象です。ただし、洋式トイレを同じ洋式トイレに改修する機能維持は補助対象外です。
18	市補助金単独型	市補助金単独型で、送迎用車両や備品の購入は補助対象となるか。	車両や単なる備品（電化製品等）については汎用性が高く、換金や転売等も可能なことから補助対象外です。
19	提出書類	個人事業者で山鹿市外に住んでいるが、市税に未納がない旨の証明書が必要か？	住所以外にも、山鹿市内に課税対象となる資産がなければ証明書の提出は不要です。 なお、申請後に念のため市において山鹿市税の滞納の有無を確認しますので、税関係情報の記録調査に同意のうえ申請してください。

No.	項目	質問	回答
20	補助対象事業の変更	交付決定後に事業内容を変更してもいいのか？	事業内容を変更する場合は、市役所に確認ください。変更の内容によっては、承認を得る必要があります（変更内容によっては、承認できない場合もあります）。なお、承認等を得ずに事業計画書と異なる事業を実施した場合、補助金がもらえないことがありますのでご注意ください。
21	補助金の支払い	補助金の概算払いを受けることが可能か？	補助金は精算払いとなります。概算払いはできません。
22	補助金の支払い	交付が決定した場合、交付決定額は全額支払われるのですか？	交付決定通知書に記載された金額は、補助金として交付する金額を確約するものではありません。実績報告において補助対象経費が予算額を下回った場合は、交付決定額より減額となります。なお、補助対象経費が予算額を上回ったとしても、交付決定額が交付できる補助金の上限額となります。
23	財産処分等の制限	今回の補助金で改修した事業者が廃業した場合はどうなるのか？	補助事業終了後も一定期間において、工事を行った建築物の売却や譲渡、解体などを実施する時、又は当該建築物から転居する時は、市長の承認を受ける必要があります。